

告 示

埼玉県告示第五百九十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和三年五月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和三年四月二十六日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社武州興業

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区春岡二丁目三十七番地二十

ハ 代表者の氏名

佐々木 里美

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二）第七三一五三号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社武州興業は、出資者が法第八条第九号に規定する暴力団員等であり、法第八条第十二号（役員等のうちに第九号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当する。

これらの事実は、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。